



お知らせ

記者発表資料	平成28年3月16日
配布日時	14:00

■ 同時発表先

合同庁舎記者クラブ／鳥取県政記者会／島根県政記者会／岡山県政記者クラブ／
広島県政記者クラブ／山口県政記者会／山口県政記者クラブ／
山口県政滝町記者クラブ／中国地方建設記者クラブ

平成28年度の入札・契約における

総合評価落札方式等の改正について【港湾空港関係】

現在及び将来にわたる適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成26年6月に品確法が改正されました。これに基づき平成28年4月より技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保、民間企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保、技術提案に係る競争参加者、発注者双方の負担の低減・効率化を図るため、別添資料のとおり運用基準を一部改正することとしたのでお知らせします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

電話番号 082-511-3927 (直通)

品質確保室 室長 谷川哲也

課長補佐 尾崎靖

【広報担当窓口】

国土交通省 中国地方整備局

電話番号 082-221-9231 (代表)

広報広聴対策官 平川雅文

企画部 環境調整官 田尾和也

平成28年度の入札・契約における総合評価落札方式等の改正 【港湾空港関係】

平成28年3月8日に総合評価委員会(第二部会)(別紙参照)において、平成28年度の入札契約における総合評価落札方式等にかかる以下の運用基準の改正について、ご審議いただきました。これを踏まえ、改正した運用基準を平成28年4月1日以降に公告手続きを行う案件に適用します。

【工事】

(1) 評価項目の見直し

① 専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行工事【一部見直し】(参考資料 P3)

〔内容〕

- ・平成28年度は、主任(監理)技術者への若手技術者の配置及び専任補助者を配置する申請がされた場合は、入札参加要件の施工実績は不要とし、さらに、総合評価審査時に加点する評価制度を試行することとした。
- ・平成27年度に試行した専任補助者としての実績にインセンティブを与える制度は廃止することとした。

② 配置予定技術者への地域精通度の導入【新規設定】(参考資料 P4)

〔内容〕

- ・配置予定技術者の転勤等を解消し処遇改善するとともに、地域に精通した技術者を活用することで工事の円滑な実施と品質向上を促すため当該エリア(同一県内)での一定期間における工事実績を評価・加点することとした。

③ 継続教育学習(CPD)の評価【一部見直し】(参考資料 P5)

〔内容〕

- ・平成27年度は、本官工事において、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のCPDによる申請が最も多く、その取得状況は、対象年度の5年間で100ユニット以上150ユニット未満の技術者が約56%と半数以上である。このことから、さらなる工事情質の向上を図るために、CPD取得ポイントにおける評価基準の見直しをすることとした。

④ 作業船評価の配点ウェイト【一部見直し】(参考資料 P6～7)

〔内容〕

- ・平成28年度は、作業船保有状況と環境性能の評価項目について評価点を見直すことで、共同保有の保有状況を適切に評価点に反映する。また、申請時点において使用する作業船が確定できず、申請を断念していた企業の申請を促すため複数申請を可とすることとした。

1. 共同保有については保有の割合に応じて加点する。

※リース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

2. 申請できる作業船は複数でも可とし、評価の一番低い作業船を加算対象とする。

なお、申請されたいずれかの作業船については履行義務を課す。

(2) 総合評価方式の運用・適用区分の見直し

① 技術提案評価型 S 型(チャレンジ型)の適用工事【一部見直し】(参考資料 P8)

〔内容〕

・チャレンジ型を適用する工事において、工事技術的難易度や工事規模に基づき技術提案の指定テーマ数の見直しを行い受発注者双方の事務負担軽減を図ることとした。

(3) 労働環境の改善に向けた取り組み

① 休日確保型【試行】(参考資料 P9～10)

〔内容〕

・入札契約時に技術者(元請)・技能者(下請)に休日取得のための取組方針の施工計画書を提出させ、履行義務を課すこととした。

1. 休日取得タイプ

- 1) 完全週休2日……土日・祝日など、カレンダーの休日どおりに確実に取得する。
 - 2) 週休2日……土日・祝日などの休日取得を基本とし、工事工程上やむを得ず休日出勤した場合は1週間以内に代休を取得する。
 - 3) 4週8休……土日・祝日などの休日取得を基本とし、工事工程上やむを得ず休日出勤した場合は4週間以内にトータル8日間の休日を取得する。
- ※休日には、荒天によって現場に入れない日などは含まない。

2. 発注者側における履行状況の確認

前提条件①: 技術者・技能者の全てにおいて休日を取得することとする。

前提条件②: 休日出勤する場合は監督職員からの承諾を必要とする。

○ 履行状況の確認方法

- ・休日(代休含む)取得の状況は、完成検査時に確認することを基本とする。
- ・技能者(下請)については現場代理人もしくは監理(主任)技術者へのヒアリングを通じ確認する。

【業務】

(1) 新たな取り組み内容

① 地域貢献度評価の導入【一部見直し】(参考資料 P11)

【内容】

・中国地方整備局では、災害時の緊急的な応急対策に係る調査・設計業務を迅速に実施するため、港湾・空港に関する多数の調査・設計業務の実績及び必要となる専門技術者及び資機材等を有している団体と「災害時の緊急対応に係る調査・設計業務に関する協定書」を締結している。本協定の締結は、特に大規模災害時に大きく効力を発揮する重要なものであり、協定に基づく活動実績は、地域への貢献度が高く評価できる。また、公共事業を実施する機関との同様の協定締結及びその活動実績についても貢献度は同様であることから、地域要件を追加する案件において、これらを参加表明者の地域貢献度として評価することとした。

②産休育休を取得しやすい環境整備(参考資料 P12)

【内容】

・公共工事に関する調査及び設計等の担い手確保の取り組みのひとつとして、「男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備」「女性の就業率向上や継続就業支援」を目的に、産休育休を取得した期間に相当する期間を、評価対象期間に加えることが可能とすることとした。

評価対象期間に加えることが出来る項目

- 同種又は類似業務の経験[競争参加資格要件]
- 業務の実績[配置予定技術者の能力(加算点)]
- 業務の成績["]
- 表 彰["]

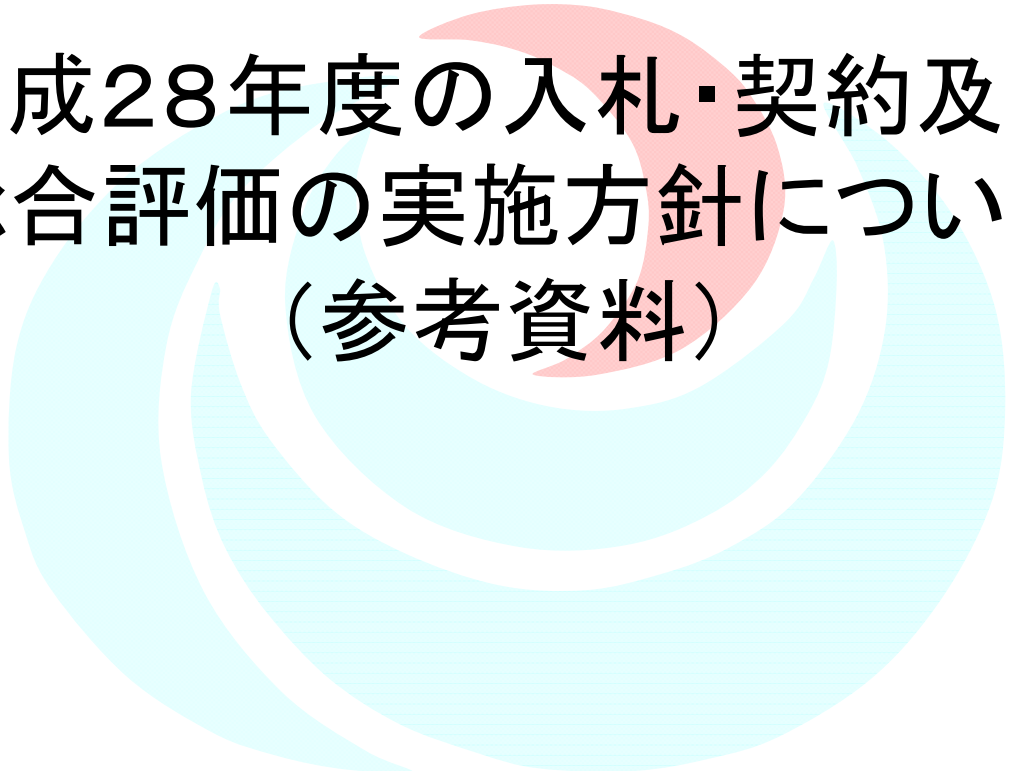
(別 紙)

中国地方整備局 総合評価委員会(第二部会)の委員

裕見 吉晴 鳥取大学大学院教授

日比野 忠史 広島大学大学院准教授

内山 誠一 中国経済連合会専務理事



平成28年度の入札・契約及び
総合評価の実施方針について
(参考資料)

平成28年3月16日

中国地方整備局

港湾空港部

平成28年度の入札・契約の基本方針(工事)

建設業においては、震災復興事業や防災・減災等、果たすべき役割はますます増大している。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注等による建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正品確法」という)」が施行された。

☆改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

・**現在及び将来の公共工事の品質確保** ・公共工事の品質確保の**担い手の中長期的な育成・確保**の促進

○基本理念として、以下を追加

・**施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保**

・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施

・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮

・ダンピング受注の防止

・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善

・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更

○発注者間の連携の推進 等

☆改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → **受発注者の事務負担軽減**

○地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注

○**若手技術者・技能者の育成・確保**や**機械保有**、**災害時の体制等を審査・評価**

平成28年度の入札・契約の基本方針(工事)

◆「改正品確法」に沿った発注関係事務の適切な実施のために平成28年度へ向けて下記のとおり見直しを行う。

(1) 評価項目の見直し

- ①専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行工事【一部見直し】・・・担い手の中長期的な育成・確保
- ②配置予定技術者への地域精通度の導入【新規設定】・・・担い手の中長期的な育成・確保
- ③継続教育学習(CPD)の評価【一部見直し】・・・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ④作業船評価の配点ウェイト【一部見直し】・・・機械保有、災害時の体制

(2) 総合評価方式の運用・適用区分の見直し

- ①技術提案評価型S型(チャレンジ型)の適用工事【一部見直し】・・・受発注者の事務負担軽減

(3) 労働環境の改善に向けた取り組み

- ①休日確保型【試行】・・・担い手の中長期的な育成・確保

(1) 評価項目の見直し

① 専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行工事【一部見直し】

〔背景と経緯〕

- ・平成26年度より、現場経験が少ない等、主任(監理)技術者に登用されにくい若手技術者の育成、技術力向上を目指し、経験豊富な専任補助者を配置し、専任補助者を若手技術者の代わりに総合評価の評価対象とする工事を試行した。試行後、アンケート調査による原因分析を行ったところ、専任補助者については、**工事完成後の履行実績が評価に繋がらないため、「専任で配置するメリットが見いだせない」という意見があった。**(平成26年4月1日以降公告案件のWTOを除くすべての工事で試行)
- ・平成27年度より、前年度の取り組みに加えて専任補助者としての工事実績にインセンティブを与える評価制度を試行したが活用実績は少ない結果となった。(平成27年4月1日以降公告案件のWTOを除くすべての工事で試行)
- ・試行制度を活用し受注した業者数：平成26年度：1社、平成27年度：2社(平成27年12月末現在)

〔見直し内容〕

- ・平成28年度は、主任(監理)技術者への**若手技術者の配置及び専任補助者を配置する申請がされた場合は、入札参加要件の施工実績は不要**とし、さらに、総合評価審査時に**加点**する評価制度を試行する。
(若手技術者の配置のみの申請は加点無し)
- ・平成27年度に試行した専任補助者としての実績にインセンティブを与える制度は廃止する。
(平成27年度に専任補助者の実績がある者の加点評価は継続する。)

■ 対象工事(総合評価タイプ)

平成28年4月1日以降公告案件のWTOを除くすべての工事

■ 加点内容(総合評価タイプ)

- ・ **技術提案評価型S型** : 1点
- ・ **施工能力評価型I・II型** : 2点

■ 若手技術者・専任補助者配置による加点に伴い配点を下げる項目は下記のとおり

- ・ 当該工種の工事成績点の平均
- ・ 当該工種の表彰実績

■ 若手技術者、専任技術者配置の条件

(若手技術者を主任(監理)技術者とし、併せて専任補助者を予定する場合)

【若手技術者】

- ・ 審査基準日(申請書の提出期限日)において満40歳以下のものとする。
- ・ 主任(監理)技術者となりうる資格を有していること。
- ・ **同種工事の施工実績は不要。(現行は主任(監理)技術者と同様の実績が必要)**

【専任補助者】

- ・ 主任(監理)技術者となりうる資格並びに同種工事の施工実績を有していること。
- ・ 現場代理人との兼務は可能とする。
- ・ 主任(監理)技術者を専任で配置すべき期間と同じ期間配置するものとする。

(1) 評価項目の見直し

②【技術者の能力等】配置予定技術者への地域精通度の導入【新規設定】

〔背景〕

・現行の総合評価落札方式では、過去の同種工事の実績や成績点による高得点を獲得出来る配置予定技術者での応募に偏る傾向となり、配置予定技術者が他支店への転勤等の過度な負担や経験工種の固定化等につながり、技術者が離職する原因となっている。

〔見直し内容〕

・配置予定技術者の転勤等を解消し処遇改善するとともに、地域に精通した技術者を活用することで工事の円滑な実施と品質向上を促すため 当該エリア(同一県内)での一定期間における工事实績を評価・加点する。

■対象工事(総合評価タイプ)

・技術提案評価型S型 (但し、地域貢献等追加タイプ(地域精通度・地域貢献度)を除く工事)

■評価項目の考え方

当該エリア(同一県内)における工事实績(3段階評価) 評価対象:過去2年間の工事实績

- ・「当該エリア(同一県内)において、2件以上の工事で監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事した実績」 (2.0点)
- ・「当該エリア(同一県内)において、1件以上の工事で監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事した実績、または、2件以上の工事で担当技術者として従事した実績」 (1.0点)
- ・上記以外 (0.0点)

※評価の対象となる工事实績は、元請としての公共工事(自治体含む、CORINS登録工事を対象)と民間工事(1,000万円以上)の両方とする。

なお、港湾関係工事か否かは問わない。

項目追加に伴い配点を下げる項目は下記のとおり

- ・同種工事の施工経験
- ・当該工種の工事成績点の平均

(1) 評価項目の見直し

③【技術者の能力等】継続教育学習(CPD)の評価【一部見直し】

〔背景〕

・配置予定技術者の継続教育学習の評価については、学習意欲のある技術者を評価することにより工事品質の向上を図るため、建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績について評価対象としている。

〔見直し内容〕

・平成27年度は、本官工事において、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のCPDによる申請が最も多く、その取得状況は、対象年度の5年間で100ユニット以上150ユニット未満の技術者が約56%と半数以上である。このことから、さらなる工事品質の向上を図るために、CPD取得ポイントにおける評価基準の見直しをする。

■対象工事(総合評価タイプ)

本官工事のみ(技術提案評価型S型(WTO案件以外))

■評価項目の考え方

平成27年度

CPD評価対象団体	取得ポイント(ユニット)	
	評価点1.0	評価点0.5
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	100ユニット/5年	50ユニット/5年



平成28年度

CPD評価対象団体	取得ポイント(ユニット)	
	評価点1.0	評価点0.5
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	150ユニット/5年	75ユニット/5年

■平成27年度申請のあったCPDの取得状況

(平成27年12月末時点)

技術提案評価型

取得ポイント	人数	割合
50未満	12	9.7%
50以上100未満	15	12.1%
100以上150未満	69	55.6%
150以上	28	22.6%
合計	124	

⇒8割

(参考)施工能力評価型

取得ポイント	人数	割合
50未満	17	18.3%
50以上100未満	30	32.3%
100以上	46	49.5%
合計	93	

⇒5割

(1) 評価項目の見直し

④【企業の能力等】作業船評価の配点ウェイト【一部見直し】(1/2)

〔背景と経緯〕

・港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に不可欠な作業船は減船や老朽化が進んでいる。
 ・「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、作業船も対象としたNOxの排出規制が平成17年より実施され、段階的に強化されているが、作業船保有者の約97%が中小企業であり、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、現有作業船の95%がNOx排出規制適用前に建造された船舶となっている。

〔見直し内容〕

・平成28年度は、作業船保有状況と環境性能の評価項目について評価点を見直すことで、共同保有の保有状況を適切に評価点に反映する。また、申請時点において使用する作業船が確定できず、申請を断念していた企業の申請を促すため複数申請を可とする。

■対象工事(総合評価タイプ)

平成28年4月1日以降公告案件のWTOを除くすべての工事

■評価項目の見直し

①自社保有あるいは共同保有の割合に応じて加点する。

※リース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

②申請できる作業船は複数でも可とし評価の一番低い作業船を加算対象とする。

なお、申請されたいずれかの作業船については履行義務を課す。

現行

作業船の保有 ※対象とする作業船については、「〇〇浚渫船」、「〇〇船」とする	1	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有している
	0.5	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有している
	0	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれの作業船も保有していない
作業船の環境基準	1	<作業船の保有>にて提示した作業船(自社保有または共同保有)に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準を満足している
	0.5	下請を予定している作業船(自社保有または共同保有)に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準を満足している
	0	作業船に設置されている原動機のいずれかが窒素酸化物放出基準を満足していない



見直し

作業船の保有 ※対象とする作業船については、「〇〇浚渫船」、「〇〇船」とする	1	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有あるいは共有(持ち分比率50%以上)している
	0.5	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有(持ち分比率20%以上50%未満)している
	0.3	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有(持ち分比率20%未満)している
作業船の環境基準	0	その他 ※
	1	<作業船の保有(その他含む)>にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準を満足している
	0	作業船に設置されている原動機のいずれかが窒素酸化物放出基準を満足していない

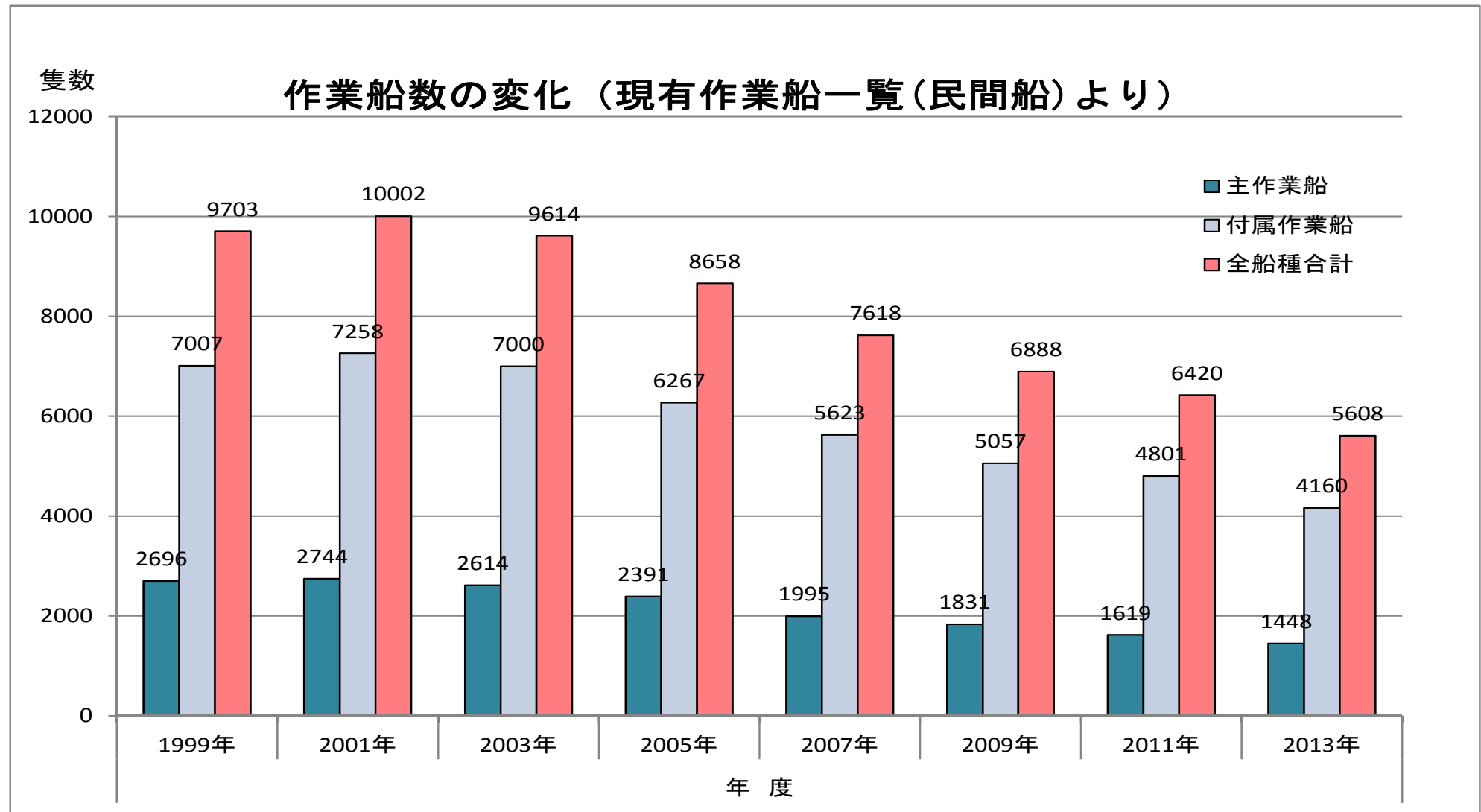
※その他:借上、リース、下請保有などを指す。

※点数は技術提案評価型S型の場合を示す。

(1) 評価項目の見直し

【参考】

○作業船を取り巻く状況
 ・全国の作業船数は、2001年度以降減少している。



(2) 総合評価方式の運用・適用区分の見直し

① 技術提案評価型S型(チャレンジ型)の適用工事【一部見直し】

〔背景〕

・「チャレンジ型」とは、技術提案評価型S型適用案件(WTO除く)のうち、施工能力等(実績評価)の比率を下げることにより技術提案の比率を上げて発注する方式で、技術力を有する企業の受注機会の拡大を図ることを目的としており、適用する工事は、**工事技術的難易度が高く、技術的な工夫の余地が大きい工事**に加え、工事技術的難易度がⅢの工事や工事技術的難易度がⅣ以上でもB・Cクラスの工事のうち、**港湾空港関係工事の受注実績が少ない企業において、入札参加し易い工事(空港等土木工事や港湾等鋼構造物工事)**に採用している。

〔見直し内容〕

・チャレンジ型を適用する工事において、工事技術的難易度や工事規模に基づき技術提案の指定テーマ数の見直しを行い受発注者双方の事務負担軽減を図る。

■ 適用工事(チャレンジ型)と指定テーマ数

工事規模(予定価格 単位:億円)	本官	WTO	7.4			技術提案評価型S型 (WTO)		技術提案評価型A型 (WTO)	
			A	2.5	施工能力評価型II型	施工能力評価型I型	技術提案評価型S型 又は 技術提案評価型S型(チャレンジ型)	技術提案評価型S型 又は 技術提案評価型A型	
		分任官	B	2.0	施工能力評価型II型(地域貢献等追加)	施工能力評価型I型(地域貢献等追加)	技術提案評価型S型(地域貢献等追加) 又は 技術提案評価型S型(チャレンジ型)	技術提案評価型S型 又は 技術提案評価型A型	
				0.9					
			C	0.0					
				I	II	III	IV	V	VI
				工事技術的難易度					

※ランク分けの額については、港湾土木、港湾等しゅんせつ、空港等土木の場合

平成27年度

難易度Ⅲ～Ⅴ (2.5億円以上6.0億円未満)	指定テーマ数は2テーマ
難易度Ⅳ～Ⅴ (2.5億円未満)	



平成28年度

難易度Ⅲ (2.5億円以上7.4億円未満)	指定テーマ数は1テーマ
難易度Ⅳ～Ⅴ (2.5億円以上7.4億円未満)	指定テーマ数は2テーマ
難易度Ⅳ～Ⅴ (2.5億円未満)	指定テーマ数は1テーマ

(3) 労働環境の改善に向けた取り組み

① 休日確保型【試行】 (1/2)

〔背景〕

・建設業界では、若手入職者の減少や若手技術者の離職が問題となっており、港湾関係においても同様の状況である。若手技術者にとって少しでも魅力を感じる職場を目指すため、**計画的に休日**が取得できるよう土曜日・日曜日を確実に休める工事を義務化する**試行工事を実施する。**

〔試行内容〕

1. 入札契約時に技術者(元請)・技能者(下請)に休日取得のための取組方針の施工計画書を提出させ、履行義務を課す。

【対象工事】

施工能力評価型(I型)を適用する工事 ※各事務所1件程度試行

2. 休日取得タイプ

1) 完全週休2日・・・土日・祝日など、カレンダーの休日どおりに確実に取得する。

2) 週休2日・・・土日・祝日などの休日取得を基本。

工事工程上やむを得ず休日出勤した場合は1週間以内に代休を取得する。

3) 4週8休・・・土日・祝日などの休日取得を基本。

工事工程上やむを得ず休日出勤した場合は4週間以内にトータル8日間の休日を取得する。

※休日には、荒天によって現場に入れられない日などは含まない。

3. 発注者側における履行状況の確認

前提条件① : 技術者・技能者の全てにおいて休日を取得することとする。

前提条件② : 休日出勤する場合は監督職員からの承諾を必要とする。

○履行状況の確認方法

・休日(代休含む)取得の状況は、完成検査時に確認することを基本とする。

・技能者(下請)については現場代理人もしくは監理(主任)技術者へのヒアリングを通じ確認する。

4. ペナルティー

休日取得が実行されなかった場合のペナルティーとして、工事成績点から3点を減ずることとする。

(施工計画内容の不履行と同様の扱いとし、入札説明書にて明示する。)

(3) 労働環境の改善に向けた取り組み

① 休日確保型【試行】 (2/2)

○試行の内容 施工能力評価型(I型)

技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めない工事においては、「施工計画」を求め施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。これに代えて、環境対策等、特に配慮すべき事項について記述を求める。
また、技術者(元請)・技能者(下請)の処遇改善を目的とした休日取得のための取組方針を求め、履行義務を課すこととする。

施工計画

評価項目(1)
週休2日の取得方法 工事毎に1)~3)の休日取得方法を選択させる。
例えば、陸上工事は3)4週8休は選択肢に含めない。

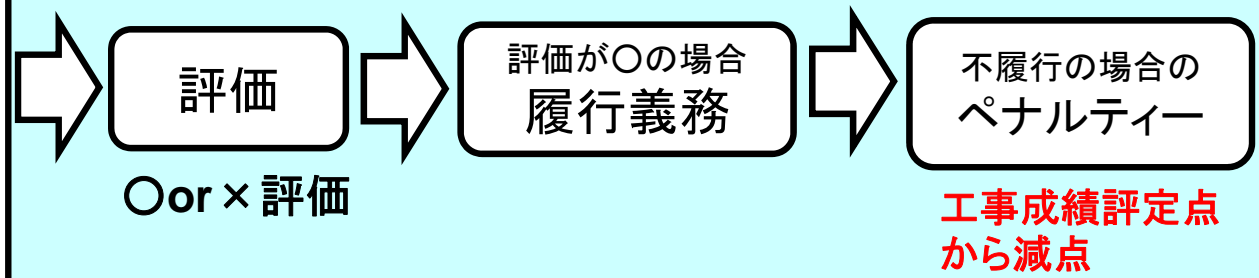
- 1) 完全週休2日…土日・祝日など、カレンダーの休日どおりに確実に取得します。
 - 2) 週休2日…土日・祝日などの休日取得を基本としつつ、やむを得なく休日出勤した場合でも、1週間以内に代休を確実に取得します。
 - 3) 4週8休…土日・祝日などの休日取得を基本としつつ、やむを得なく休日出勤した場合でも、4週間以内にトータル8日間の休日を取得します。
- ※休日には、荒天によって現場に入れない日などは含まない。
(いずれかの番号に○をすること。)

評価項目(2)
ケーソン製作工事において配慮すべき事項

※通常の施工能力評価型の評価項目は1テーマ

入札説明書(記載例)

本工事は、土日・祝日などの休日取得を基本としつつ、やむを得なく休日出勤した場合でも、1週間以内にトータル2日間以上の休日を取得する総合評価落札方式(施工能力評価型(I型)(週休2日確保型)の試行工事である。



平成28年度の入札・契約の実施方針(業務)

◆地域貢献度評価の導入

【対象】 プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式のうち、地域要件を追加する案件

【概要】

中国地方整備局では、災害時の緊急的な応急対策に係る調査・設計業務を迅速に実施するため、港湾・空港に関する多数の調査・設計業務の実績及び必要となる専門技術者及び資機材等を有している団体と「災害時の緊急対応に係る調査・設計業務に関する協定書」を締結している。本協定の締結は、特に大規模災害時に大きく効力を発揮する重要なものであり、協定に基づく活動実績は、地域への貢献度が高く評価できる。また、公共事業を実施する機関との同様の協定締結及びその活動実績についても貢献度は同様であることから、地域要件を追加する案件において、これらを参加表明者の地域貢献度として評価する。

◆評価基準

評価項目			判断基準	ウエイト
経 験 参 加 及 び 能 力 の	地 域 要 件	地 域 貢 献 度 災害協定等に基づく活動実績及び災害協定等の締結の有無	以下の順位で評価する。 ① 過去10年間(平成〇年度から本業務の公示日まで)において、〇〇県内での災害協定等に基づく活動実績有り。 ② 平成〇年度において、〇〇県内での災害協定等を締結している。 ③ 上記以外 ※公共事業を実施する機関(国、地方公共団体)との災害協定等の締結及びその実績を対象とする。 ※災害協定等の締結は、参加表明者が加盟する団体によるものも有効とする。 また、当該県が含まれていれば複数地域にまたがるものもよい。 ※設計共同体の場合は、代表者の評価値を採用。	① 2 ② 1 ③ 0

平成28年度の入札・契約の実施方針(業務)

◆産休育休を取得しやすい環境整備

【対象】 プロポーザル方式、総合評価落札方式及び価格競争方式

【概要】

公共工事に関する調査及び設計等の担い手確保の取り組みのひとつとして、

- ・ 男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備
- ・ 女性の就業率向上や継続就業支援

を目的に、産休育休を取得した期間に相当する期間を、評価対象期間に加えることが可能とする。

◆評価対象期間に加えることができる項目

- 同種又は類似業務の経験 [競争参加資格要件]
- 業務の実績 [配置予定技術者の能力 (加算点)]
- 業務の成績 ["]
- 表彰 ["]

